

8 久山町告示第 12 号

久山町町制 70 周年記念ロゴマーク取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、久山町(以下「町」という。)の町制 70 周年に関する PR を目的として作成したロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を町以外の者が使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、ロゴマークとは、別図に示すデザインのことをいう。
2 この要綱において、成果物とは、ロゴマークを使用している物、書面、電磁的記録その他法令により保護される一切のものをいう。

(権利の帰属)

第 3 条 ロゴマークの使用に関する権利は、町に帰属する。

(使用者)

第 4 条 ロゴマークを使用できる者(以下「使用者」という。)は、この要綱の趣旨に賛同する個人及び団体とする。ただし、その使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用することができない。

- (1) 町の信用又は品位を害する、又は損なうおそれがあるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反する、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 政治、宗教、思想等のための活動であるとき。
- (4) 自己のシンボルマーク及び商標または意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき。
- (5) 品質、性能等について、公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合において、当該認定が得られていないとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員の関与が認められるとき、及びそのおそれがあるとき。
- (7) その他、ロゴマークの使用が不適切と認められるとき。

(使用の申請)

第5条 使用者は、ロゴマークを使用しようとするときは、久山町町制70周年記念ロゴマーク使用承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 企画書等の、ロゴマークを活用したい事業の内容や具体的な使用方法が分かるもの
- (2) その他町長が必要と認めるもの

(申請の省略)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、申請を省略することができる。

- (1) 国又は他の地方公共団体が使用するとき。
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (3) 町有施設の運営について、委託又は指定管理を請け負う者が使用するとき。
- (4) その他町長が認めたとき。

(使用の承認)

第7条 町長は、申請書を受理したときは、申請内容を速やかに審査し、適正と認めるときは、久山町町制70周年記念ロゴマーク使用承認通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(成果物の提出)

第8条 ロゴマークの使用承認を受けた使用者は、承認を受けて制作した成果物を速やかに町長に提出しなければならない。ただし、成果物の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(使用条件)

第9条 使用者は、ロゴマークの使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途・期間にのみ使用し、町長が付した条件に従うこと。
- (2) ロゴマークを変形(縦横比率が等しく、視認性を損なわない拡大又は縮小を除く。)、傾斜、回転、反転その他の加工を行い、使用しないこと。
- (3) ロゴマークの構成要素(図形、白抜き部分、点、文字等)を削除、追加または位置変更しないこと。
- (4) 手書きの揺らぎ表現を含むデザインの趣旨を損なう修正を行わないこと。
- (5) 指定された色合いを変更(指定された白黒で使用する場合を除く。)しないこと。
ただし、やむを得ない事情があると町長が認めたときは、この限りでない。

- (6) 承認を受けた使用の権利について、第三者にこれを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (7) 成果物について、商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと。
- (8) その他、町が不適切と認める使用を行わないこと。

(使用料)

第 10 条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用の期間)

第 11 条 ロゴマークの使用承認期間は、承認の日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(承認内容の変更)

第 12 条 承認を受けた使用者が承認内容について変更しようとするときは、久山町町制 70 周年記念ロゴマーク使用変更承認申請書(様式第 3 号)を直ちに町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、久山町町制 70 周年記念ロゴマーク使用変更承認通知書(様式第 4 号)により、申請者に通知するものとする。

(使用の中止)

第 13 条 承認を受けた使用者が使用承認期間中にロゴマークの使用を中止するときは、久山町町制 70 周年記念ロゴマーク使用中止届(様式第 5 号)を速やかに町長に提出しなければならない。

- 2 前項の届を提出した者は、再度使用の承認を得ない限り、ロゴマークを使用することができない。

(承認内容の取消等)

第 14 条 町長は、申請書の内容に虚偽があると認めるとき又は第 9 条に規定する条件に反すると認めるときは、承認を取り消すことができる。

- 2 町長は、前項の規定により承認を取り消した者に対し、その承認に係る使用品の使用停止及び回収を求める等適切な措置を講ずることができる。
- 3 町長は、承認を得ずにロゴマークを使用している者に対し、その使用の停止及び使用品の回収を求める等適切な措置を講ずることができる。
- 4 ロゴマークの使用の取消し、停止等に要する使用品の回収費等は、使用者が負担するものとする。

5 町長は、第1項から第4項までに掲げる使用の取消し、使用停止等を行う際は、その理由を明記した久山町町制70周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(免責)

第15条 町長は、ロゴマークの使用について損失が発生したときの補償等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。